

# 結婚差別のゆくえ

—大阪府『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書』調査結果から—

齋藤直子\*

## はじめに

大阪府『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書』(以下『2000年調査』とする)によると、同和地区内における「夫婦の一方が同和地区出身」、すなわち同和地区出身者(以下、地区出身者とする)と地区外出身者の結婚の割合は、若年層になるほど、あるいは結婚時期が現在に近づくほど高くなっているという。しかし、その一方で若年層ほど結婚における被差別体験率が高いという結果が出ている。

前者の調査結果からは、部落差別は「減少した」という解釈が成り立つかもしれない。しかし、後者からはむしろ差別は「増大した」という主張ができるかもしれない。この一見矛盾した結果は、どのような結婚差別の現状を反映しているのだろうか。

本稿では、『2000年調査(被差別体験調査)』のヒアリング調査結果から、地区出身者と地区外出身者の結婚率が上昇する中で、地区出身者が結婚の「条件」を付与されるなどの様々な困難を抱えていることを主張し、その観点から上記の問題について考察していきたいと思う<sup>1)</sup>。さらに、結婚を許可したからといって、地区外出身者側の両親・親戚の差別意識が払拭されたとは必ずしもいえないことを述べる。

最後に、以上の点から結婚差別を乗り越えたことが即、部落差別の解消とはいえないことを主張したい。

## 1. 結婚差別の現状—『2000年調査』アンケート調査結果から

### 1-1 「夫婦の一方が同和地区出身」の増加

『2000年調査(同和地区住民意識調査)』では、「問26. あなたと結婚相手(配偶者)の生まれは、次のどれにあてはまりますか」という質問を行い、婚姻関係について類型化している。回答は、「夫婦とも同和地区出身」が21.1%、「夫婦の一方が同和地区出身」が45.7%、「夫婦とも同和地区外出身」が26.0%となっている。

また、「これを5歳刻みの年齢階層別に分類すると、年齢階層が若い階層ほど、『夫婦とも同和地区出身』の比率が減少しており、『70歳以上』での34.4%が、『25~29歳』では9.2%になっている。逆に『夫婦の一方が同和地区出身』の比率が増加しており、『70歳以上』での25.5%が、『25~29歳』では71.5%になっている<sup>2)</sup>。

また、5年刻みの結婚時期別の分類でも、結婚時期が現在に近づくほど、『夫婦とも同和地区出身』の比率が減少し、『夫婦の一方が同和地区出身』の比率が増加している<sup>3)</sup>。

以上のことから、地区出身者と地区外出身者の婚姻は、年齢が若い階層ほど、そして結婚時期が現在に近づくほど増加していることがわかる。

ところで、『2000年調査(同和地区住民意識調査)』は、同和地区内居住者に対象を限定しているため、同和地区からの転出者は調査対象

から除外されている。後述するように「夫婦の一方が同和地区出身」の婚姻では、地区からの転出が結婚の条件とされる場合が少なくない。したがって、転出者層を含めるとすれば、同和地区出身者の婚姻関係のうち「夫婦の一方が同和地区出身」の比率はより高くなると考えられる。

### 1-2 若年層ほど結婚における被差別体験率が高い

上記の間26で「一方が同和地区出身の夫婦」と回答したもののなかで、地区出身者に対しては「結婚について、あなたが同和地区出身という理由で、次のような体験をしたことがありますか」という質問をおこない、地区外出身者には「結婚について、結婚相手が同和地区出身であるという理由で、次のような体験をしたことがありますか」という質問をおこなっている<sup>4)</sup>。

地区出身者への質問に対する回答は、「相手の家族や親族から、結婚を反対された」15.6%、「相手の家族や親族の中に、結婚式への出席を拒んだ人がいた」4.0%、「結婚後、相手の家族や親族の中に、つきあいを拒否する人がいた」4.2%、「相手の家族や親族から、結婚後は同和地区外に引っ越すように言われた」3.8%、「相手の家族や親族から、冷たい視線やよそよそしい態度を感じた」4.5%、「いずれの体験もない」71.6%である。以上の項目のうち、「いずれの体験もない」以外の項目の合計を「差別を体験した」として括っている(20.6%)。

これを、15～39歳の若年層に限ってみると、順番に18.4%、4.5%、5.1%、7.6%、5.6%（「差別を体験した」の計は24.7%）であり、「いずれの体験もない」は72.5%である<sup>5)</sup>。

次に地区外出身者の場合、「自分の家族や親族から、結婚を反対された」22.9%、「自分の家族や親族の中に、結婚式への出席を拒んだ人

がいた」4.9%、「結婚後、自分の家族や親族の中に、つきあいを拒否する人がいた」6.4%、「自分の家族や親族から、結婚後は同和地区外に引っ越すように言われた」6.5%、「自分の家族や親族から、冷たい視線やよそよそしい態度を感じた」6.4%（「差別を経験した」の計は27.9%）、「いずれの体験もない」が65.1%である。

これを、15～39歳の若年層に限ってみると、順番に28.9%、4.9%、4.6%、10.9%、4.9%（「差別を体験した」の計は33.6%）であり、「いずれの体験もない」が62.8%である。

以上のことから、『2000年調査委員会委員報告書（同和地区内意識調査）』では、若年層ほど結婚における被差別体験の割合が高いと結論づけている。これは、若年層ほど、そして結婚時期が現在に近づくほど「一方が同和地区出身の夫婦」の割合が増加しているという結果とは対照的である。

以上の調査結果において注目したいのは、地区出身者よりも地区外出身者のほうが「差別を経験した」の割合が高いという点である。この点については、次節で考察を加えたい。

また、上記の「結婚における被差別体験」は、結婚に至ったものに限っていることを考慮に入れなければならない。つまり、結婚差別によって結婚に至らなかったケースは除外されているのである。そのため、実際に「差別を体験した」割合はより高いことが推測できる。

### 1-3 「破談」経験は変化していない

結婚に至らなかったケースが除外されるという欠点を補うために、『2000年調査委員会委員分析（同和地区内意識調査）』では「破談」経験について質問を行っている。

「結婚を意識しながら結婚までいたらなかった経験」（破談の経験）は、回答者7418人のうち1290名で、17.4%を占めている。しかし、破

談経験者全体には地区外出身者も含まれているので、地区出身者のみに限定すると744名となり、地区出身者全体の20%近くが破談を経験していることになる。地区出身者でなおかつ破談経験者である744名のうち約45%が同和問題に関係した破談の経験をもっている。

つまり地区出身者の場合、「結婚を意識しながらの交際が実らぬ結果に終わったケースの半数近くにおいて『同和問題が関係していた』ことがわかる。結婚に関わる部落差別の深刻な実態を示しているのである<sup>6)</sup>。

また、年齢階層別に見ると、「経験率が最も高い『40～49歳』の階層で35.4%、最も低い『60～69』歳の階層で28.3%であり、若年層から高齢層までがこの間に分布している。年齢階層別に見る限り、『結婚を意識しながら結婚まで至らなかった経験』（破談の経験）において、その原因が同和問題に関わっているケースの割合に顕著な変化はなく、事態が改善されてきているとは言い難い」としている。

ただ、「結婚を意識しながら」という質問の方法が曖昧なため、「破談の経験」の割合には縁談が生じていながら結婚に至らない、いわゆる「破談」だけではなく、単に交際が終わったというケースも含んでしまう。被差別体験の衝撃にかわりはないだろうが、それぞれ別のケースとして分析する必要があると思われる<sup>7)</sup>。

#### 1-4 第1節のまとめ

以上、『2000年調査』のアンケート調査結果をもちいて、結婚差別の現状のアウトラインについて述べた。1-1では、「婚姻関係」について概観した。地区内出身者と地区外出身者の結婚はすでにある一定の、しかも高い割合に達している。そして、若年層になるほど、そして結婚時期が現在に近いほどその傾向は強くなっている。1-2では、「結婚における被差別体験」

についてみてきた。「結婚における被差別体験」の割合は、若年層ほど高くなっている。1-3では、「破談」についてみてきた。「破談」の割合は、年齢別にみてもほとんど変化がなく、状況が改善されているとは言い難い。

ところで、1-1で述べた「婚姻関係」の結果だけをみれば、結婚差別はなくなりつつあるという主張ができそうだが、しかし、1-2や1-3からは、差別はなくなっていないと主張することもできそうである。この調査結果をどう捉えればよいのだろうか。

次節では、結婚率が上昇する一方、結婚に至った場合の「被差別体験」の割合も高くなっているという、一見矛盾しているように思われる調査結果について、ヒアリングの事例を用いて考察する。

## 2. 聞き取りデータより

本節では、『2000年調査（被差別体験調査）』のヒアリング調査結果から、上記の問題について考察する。そのためには、「一方が同和地区出身」の夫婦でなおかつ結婚における「被差別体験」を受けたといういくつかの事例をとりあげる方法が有効であると思われる。そこから、地区外出身者と結婚した地区出身者が受けた（あるいは受け続けている）「被差別体験」の諸傾向について、以下の順に考察する。

2-1では、一定の条件つきで結婚を許されたケースについてみていく。条件が付与されるのは、結婚に反対する中での譲歩という場合が多いが、結婚に反対しないかわりにはじめから条件が付与される場合もみられた。また、地区外出身者の家族だけが共有する「隠された結婚条件」というべきものがみられた。

2-2では、地区出身者の結婚相手やその家族が、結婚後も差別意識を払拭しきれないケー

スについてみていく。また結婚後に、結婚相手やその親類の差別意識があらわになるケースについてもみていく。

2-3では、一度受けた差別は一生忘れることができないものとして、家族関係や親戚づきあいに影響をあたえ続けていくことを述べる。

そしてこれらの事例から、地区出身者と地区外出身者の婚姻の増加をもって、即座に結婚差別は解消したとはいえないことを示したい。つまり、結婚の許可と差別意識の払拭は必ずしも両立しないので、周囲の差別意識を払拭しないままの結婚率の上昇が、むしろ結婚時の「被差別体験」の割合を高くしていると考えられる。

### 2-1 結婚の「条件」という差別

ヒアリングでは、「一方が同和地区出身」の夫婦の場合、一定の条件の下で結婚を許可されているケースが多くみられた。結婚に反対する中で、地区外出身者側の両親が譲歩として条件を提示する場合もあれば、表立った反対はしないけれども「隠された結婚条件」を付与している場合もある。

それではまず、「条件」の中でもっとも顕著であった、「地区出身を隠す」というものについてみていこう。

#### 事例1

Aさんは地区外出身の20代の女性である。Aさんは、母親から地区出身者との結婚は避けてほしいと言われた経験があった。

母親とかが、そういう地域はこわい人が多いからやめときやというのは、以前、結婚する前に言ってたことがあったんですよ。だから、(地区出身者の)だんなはうちの母親とかに会って、そんなに人柄的にはそんなこわいとかいうことはないんで、私がいうと(言い出したら親の言うことを)聞かへんというのが知ってるか

ら、別に反対もなしにすんなり。だから逆にこれの方が珍しいって、だんなは言ってましたけどね。

Aさんは現在の夫との結婚を反対されるのではないかと気に病んだという。ところが実際には、結婚を反対されることはなかった。ただし、親戚には夫が地区出身者であることを伏せておくようにいわれた。

(質問者：結婚の反対はなかったんですね?)  
結婚に関してはそうですね。ただ、まあ親戚とかに言わないとかって、そういうのはありますけどね。隠し通してみたいな。(質問者：お母様は、少し気にされた?) 昔そういう風に言ってたから。こわいというイメージが、集団でやっぱりやってくるみたいなの(笑)。田舎になればなるほどそういう噂って大きくなるし、言ってしまったらね。だからそこでもう止めとこか、お母さんだけで止めといてみたい感じがありましたけどね。

(質問者：親御さんだけに、その話をとどめといたらまあいいと?) いいというか、まああえて、もうそんな親戚関係も、ま、いうたらお母さんにとっては子どもですよ、私、子どもとそのお母さんの従兄弟とか、そういうとこの関係って薄いというか、ほとんどあんまりないじゃないですか。年に1回ぐらいやから、わざわざ言う必要がない。田舎とかやったら差別的なところ残ってたりするし。都会の方が薄いですからね、差別というか、そこまで無関心なのかもしれないですけどね。田舎の方がつながり強いから。

母親が親戚に言わない理由について、Aさんは「言うことによって別にメリットもないし、逆にほら、デメリットの方が多いから、今は。

やっぱり言えない世間ですかね」と考えている。

次の事例では、「地区出身を隠す」、「運動をしない」、「地区内に住まない」などの具体的な結婚条件が提示されている。これは、「結婚の条件」の代表的なものを全て含んでいる。

#### 事例2

Bさんは、40代の女性である。大学を卒業してすぐ、行政職員として地区内の施設に赴任した。仕事を通じて、地区の解放運動支部専従職員である現在の夫と出会う。Bさんは、結婚を考えている相手が地区出身であることを両親に伝えた。最初は、「その人がどうこうじゃなくって、いろんな本を読んだりとか、部落差別を考える中では賛成できないって、『なんであえて差別されなあかんところにお嫁に行かなあかんのかな』」という理由で反対を受けた。しかし、途中から「『親戚の人たちや、いとこたちが結婚するときね、あなたが部落の人と結婚したっていうことで、その人が結婚差別を受けたらどうするの』って、『あんだ、どうやってそういうこと言われたら責任とるの』」という反対が変わっていった。

ところが、母親は相手の男性に面会するうちに彼の人がらを信頼し、逆に父親を説得する立場になった。ただし、結婚に際して母親からは3つの条件を言い渡された。

「じゃあそんなに結婚したいって思うのなら、3つ条件をつけます」って言ったんですよ。ひとつは部落解放運動を仕事にしてるので、部落解放運動の仕事を辞めて、全く違う仕事についてください。ふたつめは、部落の中に住まないで一般に住んで下さい。三つめがあなたたちは好きで結婚したからいいけども、自分の孫が差別されるのは見たくないんで子どもは作らないでちょうだいって。

さらに、結婚式で夫の仕事を明かさないうこと、つまり「地区出身を隠す」ことが付け加えられた。

結婚式のときにはね、うちの親戚には部落であるっていうことは今の段階ではね、伏せておいてほしい。やっぱり、まだまだ、いとこたちが結婚をしてない中ではね、迷惑をかけては困るのでそういうことがクリアされるまでは、まあうちの旦那にしたらオルグしたいっていうのがありますよね、でもそれはちょっと控えてほしいっていうことで、それだけは飲んだんですよ。

「運動をしない」、「地区内に住まない」という条件も、「地区出身を隠す」のバリエーションであると思われる。つまり、周囲からいかに出身を隠すかということが結婚条件の最大の焦点になっており、従来のような「血筋」による地区出身者への嫌悪感が示されることはない。ただし、後述するようにそれは必ずしも差別意識がなくなったということの意味しない。

次の事例も、従来のように「頭から反対とかじゃなくて」、地区にさえ居住しなければ結婚に反対しないという傾向が語られている。

#### 事例3

Cさんは地区外出身の40代の女性である。Cさんは、地区出身の夫との結婚を反対された経験を持っている。以下は、Cさんが部落解放運動に参加する中で見聞きした、最近の結婚差別の状況である。

ひどい話はね、「〇〇（地区名）に住んでるから、部落同士固まってるからあかんのや」っていう話はあるんです。「何でやねん」ってなる（思う）じゃないですか。だって、自分が生まれたところでしょ。で、勝手にそこが被差別部

落やっというふうに、決められたわけじゃないですか。だから、そこに住んで、何であかんねんみたいな。「ばらばらなったら、わかれへんちゃうか」みたいなことを言う、ひどい人もいますよ、中には。

(最近結婚差別の事件はあまり思い当たらないが)でもね、表だって差別というのではないかも知れませんが、「〇〇に住まへんたら、別に許してもいいで」みたいな。頭から反対とかじゃなくって、別にいいと。結婚はいいけど、ここに住む、〇〇に住むんじゃなくて、外で住んでくれみたいな。(質問者: ああ、なるほどね、条件。)付きみたいな。あえて、他の人には、自分が〇〇出身やって言わなければいいみたいな。そういうのは、聞いたことありますけど。だから、反対もされてない、結婚式もきちりしてるけど、〇〇には住んでないと。(中略)だからもう、ひどい人の、その話と一緒にすね。「外へ出たらいいねん」みたいな。

以上の事例は、地区出身を隠す「条件」が明確に提示された例であるが、次の事例4、5は、それが「隠された条件」となっていたケースである。

#### 事例4

Dさんは、30代の地区出身の女性である。結婚相手の男性は、長い交際期間のなかでDさんが地区出身者であることに気付いていたようだが、お互いにそのことには触れなかった。結婚の際、相手の両親や親戚からは反対されなかった。しかし、不自然な行動が度々みられた。結婚前、Dさんの職場にたまたま結婚相手の知人がおり、聞き合わせをされたことがあった。そのときには、「聞きたいことがあれば自分に聞いてくれたらいい」と抗議した。

そして結婚式当日、高齢者が多いという理由

で夫の郷里からの出席がほとんどなかった。そのときはDさんは、特に不審に思わなかったそうである。しかし、夫の郷里に挨拶にいったとき、その理由が明らかになった。郷里の親戚が一同に料亭で待機しており、その場でいきなり披露宴がはじまったのである。

で、まあ驚いたことは、そのときの紹介の仕方が大阪で式を挙げたということを一切口には出してもらえませんでしたね。(中略)で、帰る段になって、ちゃんと、大阪の方で引き出物みたいなのを全部用意してて。だから、変な話二重ですよ。でも、結婚したばかりなんで、あまり言うのもあれやと思って、お腹もおっきかった(妊娠していた)ですし、そのまま、過ごしてきて。

もやもやしたものを抱きながらも我慢して生活してきたが、度重なる不可解な出来事に不審感を抱き、Dさんは夫に事情を説明するよう求めた。

(夫の)妹が結婚を大阪でするときに、私は当然ながら誰も来られないと思ってたんで、私のときがそうだったので。そしたら、その当日に、〇〇(夫の田舎)からバスを借り切ってかなりの人数の方が来られて。で、大阪にも親戚の方がおられて、かなり来られて。(中略)そのときは「あぜん」と。私の結婚のときは何だったのっていう。そういう理由で、出席できないと言ってきたのに、妹の結婚式に半年たったときに、バスを借り切ってまで来る、それは何だったのかなと思ってかなりくやしい思いをしましたね。だから、帰ってから、それは主人には言いましたね。それはどういうことって。

(中略)まあ、そのときなんとなく、私もそれ以上の話はしなくて、終わってたんですけど。

子どもが生まれて、喧嘩みたいなのがあって。そのときに私がこのことを言ったときに、はじめて主人の口から、私らの結婚式のときに招待状は出さなかったと。(中略)「なんで隠して招待状も出してなくて、私の気持ちを考えてくれたのか」っていうのは、生まれてあんなに泣いたの初めてですね。うん。本当に声をあげて泣きましたね。爆発したんですね。(質問者：だれの反対だったんです?) 結局、結婚をすると決まって、むこうの両親と主人とでいろいろ話し合いたみたいですね。たぶん、あちらの同和地域の話が中心だったと思うんですけど、うちの主人がいわくは、田舎にわかったら、主人も私も可哀想やからということだったんですけども。「私は別に可哀想じゃない」と、「おたくのご両親は自分の息子だけが可哀想だったんだろ、私は別に可哀想じゃないよ」って言った。だから、「そこで私の名前を出すのは(筋が)違ってるやろ」って言って。結局、まあそういうことだったんです。田舎の方は、いまだに知りません、大阪で式あげたことは。(田舎には「披露宴」以来) 私も行っていないし、主人も行っていないし、まあ父が3年前に亡くなったときぐらいです。

夫の妹の結婚式まで、Dさんは何かがおかしいとは思いつつも言い出すことができなかった。そして、相手側から一方的に「地区出身を隠す」という「隠された条件」を付与されていたことが、そのとき初めて夫の口から明らかになったのである。

次の事例は、地区出身であることを隠すために、結婚した事実さえも隠されていたケースである。もはや、結婚の「条件」とは言えないかもしれないが、「地区出身を隠す」ことを突き詰めた先は、ひとりの人間の存在全てを否定することにつながるという重要な例である。

#### 事例5

Eさんは地区出身の30代の女性である。地区外出身の男性と結婚したが、相手の家族にはEさんが地区出身であることは伏せていた。しかし、男性の兄弟のひとりが家族にそのことを明かしてしまった。妊娠中であったEさんは、中絶するように義父から言われた。さらに、離婚するようにも言われたが、Eさんは出産し離婚もしなかった。そこで義父は、彼の息子とEさんは離婚していると親戚に嘘をついた。Eさんの存在が隠されていることは、次第にEさんにもわかってきた。

(夫が事業をはじめめるために、親戚に) 祝いをもらいにいくと言ったときに、私が「子どもの出産祝いももらっていないのに、なんでお祝いを、いちいちあんたが頭下げてもらいにいかなあかんの」って言ったら、「子ども生まれたこと、向こう知らんのに、祝いなんてもらえる訳ないやん」って言われて、それで分かったんですよ。隠されていたっていうことを。結婚したことすら隠されていたんですよ。親戚には。たぶんね。言っていないと思いますよ。

Eさんの夫は、同和地区出身の友だちを持っていた。「『そやから俺は関係ない』って言った、その言葉を信じて結婚した」にも関わらず、Eさんが地区出身者であることを隠すために、結婚した事実まで隠していたのである。このことを知ったEさんは、離婚を決意した。

以上、結婚に付与された「条件」について、5つの事例をみてきた。これらを概観して、以下のことが指摘される。

- 1) 『2000年調査(同和地区内意識調査)』の「結婚における被差別体験」の選択肢である「結婚を反対された」、「結婚式への出席を拒ん

だ人がいた」、「つきあいを拒否する人がいた」、「結婚後は同和地区外に引っ越すように言われた」といった差別が生じる以前に、あらかじめ地区出身であることを周囲に隠されている場合があり、それが結婚差別をみえにくく、複雑なものにしていることが明らかになった。さらに、地区出身者には隠していることさえ伝えない「隠された条件」というケースもみられた。もっと極端な場合には、結婚している事実が隠されていたという場合さえあった。

2)「条件」は、地区出身を隠すことに関連しているものがほとんどである。また、運動に参加しないとといった条件や、子どもに関する条件など、アンケートの項目にはなかった結婚差別の形態が明らかになった。

3) 1-2で述べたように、地区出身者よりも地区外出身者の方が「差別を経験した」割合が高いのは、「隠された条件」が地区外出身者の家族・親戚の間で内密に取り決められるからであると思われる。

4) 地区出身であることを隠すことを強いられること自体が差別なのであるという認識は、差別を行った側には希薄であるようだ。事例3、4、5からそのことが伺える。

5) 結婚を通じて地区出身者が家族の一員となっても、受け入れた家族は必ずしも「反差別」の態度を取るとは限らない。むしろ、「地区出身を隠す」という行為は、自分たちの差別意識を問われないままに、それを温存するように作用しているのではないか。

6) アンケートや聞き取りでは明らかにならないケースがあるのではないか。結婚の「条件」は差別的なものであるから、当然受け入れがたいものである。しかし、それを受け入れることによって結婚できた人々は少なくないはずである。本調査のインフォーマントは、「条件」が差別であると告発できた人々である。しかし、

結婚を許してもらった以上、このような「条件」が差別であると指摘することができない人もいるだろう。また、「隠された条件」を一方的につきつけられていることを、まだ自覚していない人もいるかもしれない。

## 2-2 結婚の許可と差別意識の保持

地区出身者と地区外出身者の結婚を許すということは、地区外出身者の両親や親戚（あるいは結婚相手自身）が部落差別意識を克服したということなのだろうか。この節では、差別を乗り越えて結婚したものの、その後も消えない家族・親戚の差別意識によって問題が生じている事例をみていく。

### 事例6

Fさんは、地区外出身の30代の女性である。仕事の関係で、部落解放運動に携わっている地区出身の男性と知り合った。Fさんの父親は「友達やったら、かまへん」と、暗に結婚に反対していた。

しかし、Fさんは説得を続けた。「(相手の男性は)私をものすごく支えてくれる人で、わたしはこの人とやったら、一緒にやっていけるねん、だから人を見て欲しい」と話した。すると、父親は「どうしていいか、わかれへん」と言って泣き出した。

その後、「父の方が自分の気持ちを整理するために誰か入ってほしい」と提案し、知人の教師に仲介してもらった。結婚の話を進めた。父親の心境について、Fさんは次のように語っている。

「お前が苦勞するんと違うかな」って、いうこととかも言うんですよね。だから私が差別される側に入るっていう。たぶん、パニックってたと思うんですよね。父も自分の親戚の顔とかいっぱい浮かんでたんだと思うし。



結婚式には、父親の親戚も出席してくれた。父親は、親戚を説得してくれたのだった。

その前に、あたしの知らないところでも、親戚と父とのやりとりはあったようなんですけど。で、そこはもう、父は、認めてんから、父は「盾になったる」って。結婚が決まったときは、そういうふうに、父がやってくれたんですね。

しかし、結婚後も問題は残った。父親は、地区内にある新居に足を踏み入れるのに10年もかかった。父親は差別意識を克服しようと努力していたと思われるが、それは容易ではなかったことがわかる。

#### 事例7

Gさんは、地区外出身の40代の男性である。Gさんは部落解放運動に携わっており、地区出身者である現在の妻とは運動を通じて出会う。結婚したのは、今から約20年前のことである。

Gさんの両親は、Gさんが部落解放運動に関わっている以上は、地区出身者との結婚の話が出てくることを予期していた。「言うてましたね。いよいよ来たって」。最初は、両親は「やめてくれ」と必死になっていた。それでもGさんは辛抱強く両親を説得した。父親からは殴られたこともあった。しかし、最終的には「縁切っても（結婚を）するという感じで、最終的にはお父さんが折れた」。父親は、Gさんが地区出身者と結婚することで、親戚との付き合いがなくなるのを恐れていたのだという。父親は結婚式には出席したが、親戚は呼ばなかった。

（結婚式は、親戚には）知らさなかった。両親だけです、来たのは。それで、誰かの法事的时候に、その時初めて紹介された。まあ、それ

までに聞き漏れますわね。それで親戚の人が「まあ、そんなん気にせんでもいいやんか」ていうのあったんでしょね。だから、「もっとはよ紹介してあげれば良かった」って言ってますけど。

父親の差別意識は、孫ができてから次第に薄れていったという。しかしGさんの兄の結婚式では、Gさんたちは夫婦として紹介してもらえなかったり、依然として「わだかまり」があるという。Gさんの妻は、以下のように話す。

孫ができてから、もうね。(差別意識は)ちょっとずつ取れていったという……。お兄さんの結婚式は、披露宴だけよんでもらったんですけど、結婚してないということになっていたから……。一番いやな思い出ですよ。未だに、わだかまりがある。親戚がどないなん？て思うなあ。親戚がそんなに大事やったら、そっち行ったらいいやんって。なんもしてくれへんでって(笑い)。

#### 事例8

Hさんは、50代の地区外出身の女性である。Hさんは地区出身の夫と結婚し、娘がいる。この事例は、その娘の結婚差別に関するものである。

Hさんの娘は地区外出身の男性と結婚し、男性の両親と同居している。夫の母親は、Hさんの娘が地区出身であることをひた隠しにした。Hさんの娘は、Hさんに連絡を取らせてもらえなかった。電話をする小銭さえも管理されていたという。

(質問者：その結婚の時の反対、部落というふうなことがやっぱりいまだに?) あります。それは。ずーっと、だから、多分伏せているんで

す。伏せてるということは、親が（同和地区に）住んでるということは隠してはる。向こうは完全に。表だっては絶対言わないけどね。

また、夫の母親は、息子とHさんとの間に生まれた子どもは地区出身ではないと考えているようである。夫の母親は、Hさんの娘に次のような発言をした。

（娘に子どもが生まれたとき、Hさんは）当然、そうになったら孫を連れて帰ってきてくれるだろうと思ってたんです。初めての子だし。思ってたらね、1人で帰ってきたんです。「どうしたんあんた」言ったらね、「お義母さんがね、子どもはね、ミルクとパンパースさえあったら、お母さんなんて必要ないんです」、そう言われてね、帰ってきてね、泣いてね、もう自分のお腹痛めた子なのに、自分の子でないような気がしたって。

以上の3つの事例は、結婚の許可を出すことは、差別意識を払拭したということを示している。むしろ差別意識の払拭は、結婚後の長期的な課題なのである。

次のふたつの事例は、家族だけではなく結婚相手までもが差別意識をあらわにした事例である。

#### 事例9

Iさんは、30代の地区出身の女性である。結婚する前、相手の男性はIさんが地区出身であることを聞いても「関係ない」と言っていた。それにもかかわらず、結婚後に地区内の団地に入居できることになったとき、夫は入居を拒否した。そして、夫が入居に同意するまでの半年間、別居することになった。

（入居に反対するのは）それがおかしい。だ

から、（差別意識をもって）思ってたんかなと思って。だから、いざ、「お嫁」に）もらうのはいいけど、住んだらそういうふうになる（地区出身者であるとみなされる）んかなと思ったんちがうかな。やっぱり、結婚とか、就職のときに。（質問者：結婚したときから、分かっていることのはずですよ？）それが、「何で」ってなるでしょ。それがおかしい、だから思ってたんかなと思って。いざとなったら、自分が住むと、自分よりか子どもにはそういう苦勞はさせたくないというのがあったんかなと思う。でも、私と結婚したとき、はじめから嫌やったら嫌で断ったらよかったんちがうのって、思うでしょ。

Iさんの夫にとっては、Iさんが地区出身者であることは「関係ない」が、それは結局のところ、自分やその子どもが地区内に住まない、つまり地区出身者とみなされないという条件の下においてのみ「関係ない」のであった。

おそらくIさんの夫にしてみれば、結婚して自分の「家」に入って、地区外に居住することによって、Iさんの方が地区外とみなされるようになると考えていたのではないだろうか。

#### 事例10

Jさんは地区出身の20代の女性である。Jさんは結婚する前に、現在の夫との間に子どもができた。夫の両親からは「お金を出してあげるから、おろし」と言われた。そこには、部落差別が絡んでいた。

夫の両親の言うことは聞き入れず、Jさんは結婚し出産したが、相手の実家には足を踏み入れさせてもらえなかった。そして第2子を出産するときに、「可哀想やから、入れ（同居してもよい）」と言われる。しかし、「（入れと）言った割には、結構『あそこ（Jさんの出身地区）の人は怖い』とか言って」差別発言は絶えなかつ

た。そして、次第に夫も差別意識を見せ出した。

差別発言みたいなこともするんですよね。「部落民のくせに」とか。なんかこないだも言われたんですよ。真剣に喧嘩してて。で、マジにきれちゃって、私が。カッてきて。(Jさんの母親も、地区外出身の父親から同じように差別発言を受けていたので)「うちのお母さんをこれ以上傷つけるな」、みたいな感じのところがあつたんですよ。だから、結構ひどいことを言われたりしたら、があつて言い返したりして、それがもとで喧嘩、大喧嘩したり。

上記のふたつの事例からは、同和地区への偏見を持ちながら地区出身者と結婚しうることが分かる。

以上の事例から、次のような点が指摘される。

- 1) 地区外出身者の家族は、結婚を許していたとしても、必ずしも差別意識を克服しているとは限らない。家族だけではなく、当の結婚相手自身が克服していないことさえある。
- 2) 地区出身者の人柄といった個人的な長所を理解して結婚を許したとしても、同和地区全体への偏見はそのまま保持していることがある。また地区出身者が、地区外出身者と結婚したり、地区外に転出することで地区出身であるとみなされなくなるという考え方が存在する。

### 2-3 被差別体験という傷

以上、結婚における被差別体験に関する事例をみてきたが、最後に、一度受けた差別は忘れられないものであり、その後の家族関係にしこりを残してしまうという語りを引用して、この節を終りたい。

#### 事例4-(2)

前出のDさんは、地区出身を隠すために結婚式が2度行われたことについて、以下のように述べている。

主人なんかはわりと忘れてる、「昔のこと言うて」みたいなところがあったりするけど、でもそれは実際に受けた者じゃないと分からないし、一生消えないよっていうのは、その時に言いました。

差別をした側の夫の認識では結婚差別は過去のものだが、差別を受けた側のDさんにとっては、結婚差別は一生ついてまわる問題なのである。

#### 事例7-(2)

Gさんは、両親の反対を押し切って、地区出身者である現在の妻と結婚した。結婚後、Gさんの両親の差別意識は「ちょっとずつ取れていっ」ているが、それでも一度受けた差別の「わだかまり」は消えないという。Gさんの妻の語りを、もう一度引用する。

孫ができてから、もうね。(差別意識は)ちょっとずつ取れていったという。お兄さんの結婚式は、披露宴だけよんでもらったんですけど、結婚してないということになっていたから。一番いやな思い出ですよ。未だに、わだかまりがある。

DさんもGさんの妻も、離婚は考えていないし、家族や親戚との関係も悪くない。しかし、出身であることを隠すという一種の存在否定をされたことは、時間が経過しても忘れ去ることはできないのである。

### 3. おわりに —まとめと課題—

「一方が同和地区出身の夫婦」の割合が上昇している背景のひとつには、「条件」つき結婚が関係しているようだ。「条件」を受け入れることで結婚に至ったものの、その「条件」が「地区出身を隠す」ための差別的なものであるがゆえに、結婚率の上昇にもかかわらず被差別体験の率もあがっていると考えられる。

また、地区出身者との結婚を許可することは、必ずしも差別意識の払拭を伴わないということが明らかになった。この点から、結婚率が上昇しても差別意識自体はなくなっていないのだから、結婚における被差別体験の率は高いままであることが説明できよう。

そして、以上のふたつの点から、結婚率の上昇だけをもって部落差別の解消を説明することはできないことがわかる。もちろん、地区出身者だというだけで有無をいわず「破談」にしてしまう従来の結婚差別のありようと比較すれば、まだ「条件」つきとはいえ、状況は改善しているという主張もできるだろう。しかし、結婚を許しながらも差別意識を保持しつづけるという意識のあり方は、差別解消の過渡期的なものなのか、あるいは、新しい差別の形態なのかは今後吟味が必要である。

それから、『2000年調査』は調査対象を同和地区内居住者に限定しているため、地区外転出者の状況は明らかになっていない。結婚の「条件」は、「地区出身を隠す」ことが主要な目的であったから、「条件」を受け入れて地区外に転出したり、出身を隠して生活している転出者が多数存在することが推測される。

最後に、従来の調査では結婚以前や結婚する際の差別の分析に重点をおいてきたが、結婚率が上昇している現在、地区出身者が結婚後に抱えている困難について、より注目し、課題とし

ていく必要があることを付け加えておきたい。

#### 【註】

\*Naoko Saito 元 奈良人権・部落解放研究所研究員

1) 「2000年調査」では、同和地区内意識調査の自由回答欄に被差別体験を記し、かつ、被差別体験調査に協力してもよいとの意向を示した上で、連絡先と氏名を記した方の中から、被差別体験に関わるヒアリング（聞き取り調査）を行っている。その重点目標のひとつに、結婚差別に関するヒアリングがあげられている。この調査結果は、『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（被差別体験調査）』にまとめられている。筆者は調査員としてヒアリングに参加し、また報告書の執筆も担当している。ヒアリングはライフヒストリーの手法を用いて、被差別体験だけでなくインフォーマントの生活をトータルに捉えることを目指した。本稿では、報告書に掲載した範囲内でデータを用いているので、このライフヒストリーの特性を活かすことができず、断片的なものになってしまっていることをお断りしておきたい。

また、時間を割いて長時間のインタビューに答えてくださったインフォーマントの皆様は、ここで感謝を申しあげたい。

- 2) 『同和問題の解決に向けた実態等調査委員会委員分析報告書（同和地区内意識調査）』56ページ。
- 3) 「夫婦とも同和地区出身」は、「1945年以前」56.8%が、「1991～1995年」には14.5%にまで減少している。一方の「夫婦の一方が同和地区出身」は「1945年以前」には19.8%だったものが、「1991～1995年」には63.5%にまで増加している。
- 4) 「2000年調査（同和地区内意識調査）」問28Aおよび問28B。
- 5) 無回答は2.8%である。
- 6) 『同和問題の解決に向けた実態等調査委員会委員分析報告書（同和地区内意識調査）』63ページ。
- 7) なお、結婚差別を受けたり破談になる前に、恋愛・結婚から自らを遠ざけてしまう「躊躇」については、『2000年調査（被差別体験調査）』第3章「結婚差別に立ち向かう論理」および第4章「結婚差別のみえにくさ」に詳しい。

#### 【参考文献】

- 大阪府、2001年『同和問題の解決に向けた実態等調査委員会委員分析報告書（同和地区内意識調査）』大阪府
- 大阪府、2001年『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書（生活実態調査）』大阪府
- 大阪府、2001年『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書統計表（生活実態調査）』大阪府
- 大阪府、2001年『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書

(府民意識調査)』大阪府

大阪府、2001年『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書

(被差別体験調査)』大阪府

角岡伸彦、1999年『被差別部落の青春』講談社

部落解放研究所編 1997年『図説 今日の部落差別 各地の  
実態調査結果より』解放出版社

部落解放・人権研究所編 2001年『部落の21家族 ライフヒ  
ストリーからみる生活の変化と課題』解放出版社